

飯塚市地域サポーター設置要綱

令和3年7月27日

飯塚市告示第238号

(目的)

第1条 この告示は、本市への移住及び定住の促進を図るため、市外から本市に移住を希望する者(以下「移住希望者」という。)の受入体制の整備及び強化並びに本市各地域の生活に有益な情報の提供や現地案内をサポートすることを目的として、飯塚市地域サポーター(以下「サポーター」という。)を設置するため必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 サポーターは、本市への移住及び定住の促進に関する次に掲げる活動のいずれかを実施するものとする。

- (1) 市外からの移住を促進するために地域の生活に有益な情報を、市及び移住希望者に提供すること。
- (2) 移住希望者を現地案内する際にサポートを行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動を実施すること。

(対象者)

第3条 サポーターは、第1条に規定する目的に賛同した市民とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者。

(登録等)

第4条 サポーターへの登録を希望する者は、飯塚市地域サポーター登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込書を提出した者のうちからサポーターを登録した場合は、当該申込者に飯塚市地域サポーター登録通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 サポーターは、氏名又は住所等に変更があった場合は、飯塚市地域サポーター登録変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

4 サポーターを辞めようとする場合は、飯塚市地域サポーター登録辞退届

出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(報酬)

第5条 市からの依頼により次に掲げる活動を行ったサポーターに対し、1回2時間以内を目安として報酬を支給するものとする。ただし、市職員は支給対象者から除くものとする。

(1) 市が移住希望者へ行う現地案内のサポート活動

(2) 移住に関する会議または研修等への参加

(報告書の提出)

第6条 サポーターは、市が移住希望者へ行う現地案内のサポート活動を行った際は、飯塚市地域サポーター活動報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(取消し)

第7条 市長は、サポーターについて、ふさわしくない行為が認められた場合は、その登録を取消することができるものとする。

(庶務)

第8条 サポーターの庶務は、総合政策課において行う。

(守秘義務)

第9条 サポーターは、この告示に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。サポーターを退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(宛先)飯塚市長

住所

氏名

飯塚市地域サポーター登録申込書

飯塚市地域サポーター設置要綱第4条第1項の規定に基づき、登録の申込みをします。

ふりがな		
氏名		
生年月日	年 月 日	(歳)
職業		
住所	〒	
電話番号	(自宅)	
	(携帯)	
E-Mail	(PC)	
	(携帯)	
地域サポーターとしてあなたができること(サポーターとしての意気込みなど)		
備考		

年 月 日

様

飯塚市長

飯塚市地域サポーター登録通知書

年 月 日付けで申込みのあった飯塚市地域サポーターの登録について、下記のとおり登録しましたので、通知します。

記

1 登録の内容

2 登録番号 号

(宛先)飯塚市長

住所

氏名

飯塚市地域サポーター登録変更届出書

飯塚市地域サポーター設置要綱第4条第3項の規定に基づき、飯塚市地域サポーターの登録変更について、次のとおり申請します。

ふりがな	
氏名	
職業	
住所	〒
電話番号	(自宅)
	(携帯)
E-Mail	(PC)
	(携帯)
備考	

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

(宛先)飯塚市長

住所

氏名

飯塚市地域サポーター登録辞退届出書

飯塚市地域サポーター設置要綱第4条第4項の規定に基づき、登録を辞退
します。

(宛先)飯塚市長

住所

氏名

飯塚市地域サポーター活動報告書

飯塚市地域サポーター設置要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

活動日時	年 月 日 時 分から 時 分
活動内容	
備考	

同行市職員記名 _____